

自家用電気工作物変更報告書

年 月 日

中国四国産業保安監督部長 殿

住 所
氏 名 (名称及び代表者の氏名) 印

次のとおり自家用電気工作物を変更したので、電気関係報告規則第5条第1号の規定により報告します。

変更に係る発電所若しくは変電所又は送電線路若しくは配電線路の名称及び所在地		
変更に係る発電所若しくは変電所又は送電線路若しくは配電線路の概要	受電設備 受電電圧 V 受電電力 kW	
	発電設備 発電出力 kW 燃料の燃焼能力 L/h	
	変更前	変更後
変更した電気工作物の概要	変更前	変更後
変更の理由及び内容		
変更年 月 日	年	月 日

連絡先： - -	担当者氏名：
--	--------

- 備考 1 変更した電気工作物の概要の欄には、発電所、変電所、送電線路又は需要設備の別に区分して記載すること。
- 2 用紙の大きさは日本工業規格 A 4 とすること。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

(参考)

この報告は、

- ・ 発電所の出力を変更した場合
- ・ 変電所の出力を変更した場合
- ・ 送電線路の電圧を変更した場合
- ・ 配電線路の電圧を変更した場合

について、行うものです。

宛先は、当該自家用電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長となります。

(四国管内の場合は、宛先は中国四国産業保安監督部長となりますが、提出先は四国支部となります。)

変更後、遅滞なく、報告していただくようお願いします。

なお、変更により主任技術者の選任要件が変わる場合は、事前に御相談ください。